

2026年2月10日

各 位



会社名 小林製薬株式会社
代表者 代表取締役社長 豊田 賀一
コード番号 4967 東証プライム

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2026年3月27日開催予定の第108期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における議題及び議案について株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を株主様から受領しており、本日開催の取締役会において、本株主提案に関して、真摯に検討・討議した結果、社外取締役を含む全会一致で、いずれの議案についても反対する旨を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案株主

株主名：Oasis Japan Strategic Fund Ltd.

2. 本株主提案の内容

(1) 議題

- ① 「監査役1名選任の件」
- ② 「定款一部変更の件（「取締役会の招集権者および議長」条項の変更）」
- ③ 「定款一部変更の件（「社外取締役へのマンスリーレポート共有」条項の追加）」
- ④ 「定款一部変更の件（「品質、安全管理の徹底」条項の追加）」

(2) 議案の要領及び提案の理由

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を、形式的な修正を除き、原文のまま掲載したものです。

3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案のいずれについても反対であり、株主の皆様に反対の議決権行使を推奨いたします。

(1) 「監査役1名選任の件」

① 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対であり、株主の皆様に反対の議決権行使を推奨いたします。

② 反対の理由

当社は、2024年9月17日付当社プレスリリース「再発防止策の策定に関するお知らせ」を始めとする再発防止策の策定及び進捗に関する一連の当社プレスリリース（以下「再発防止策に係る当社プレスリリース」といいます。）にてお知らせしましたとおり、当社の紅麹関連製品にて一部の紅麹原料に当社の想定していない成分が含まれていた件（以下「本件事案」といいます。）を受けて、再発防止策の主要課題の1つである「コーポレート・ガバナンスの抜本的改革」（以下「コーポレート・ガバナンスの抜本的改革」といいます。）の一環として、コーポレート・ガバナンスの基礎となる機関設計の再検証を進めてまいりました。

機関設計の再検証に当たっては、当社において、取締役会の諮問機関として社外

取締役が過半数を占めるコーポレートガバナンス委員会を新たに設置し、同委員会で審議を行う等して、真摯に検討を重ねてまいりました。その結果、2026年2月10日付当社プレスリリース「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、監査等委員会設置会社に移行することが適切であるとの判断に至り、本定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行のために必要な議案を付議することといたしました。この移行により、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とともに、経営の監督機能と執行機能を明確に分離し、取締役会は中長期的な経営戦略や重大リスクへの対応等の審議を深化させることで、取締役会による監督機能を一層強化すること等を企図しております。

また、当社は、監査等委員会設置会社への移行を検討する中で、社外取締役が過半数を占める人事指名委員会での審議等も通じて、当社が置かれた経営環境や本件事案に係る再発防止策の進捗等も踏まえ、取締役会の構成・スキルセットの在り方についても改めて検討を行うとともに、監査・監督機能の充実に向けて、監査等委員である取締役候補者の人選も行いました。その結果、2026年2月10日付当社プレスリリース「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、本定時株主総会において、監査等委員である取締役として、毛利正人氏、片江善郎氏及び松本真輔氏の選任を付議することといたしました。

毛利正人氏は、会計、リスクマネジメント、内部統制に関する豊富な知見や経験を有しており、それらを活かして、当社社外取締役として、独立した立場から当社の経営全般について提言等を行っております。特に、人事指名委員会委員や報酬諮問委員会委員長として、役員人事や役員報酬に係る決定プロセスの客観性・透明性の確保に寄与するとともに、取締役会等において、客観的な立場から、本件事案に係る再発防止策や被害補償等を含め、本件事案への適切な対応がなされるよう助言等を行っており、その職責を適切に果たしております。そのため、今般の監査等委員会設置会社への移行に際して、当社の監査監督機能の充実に向けて、監査等委員である取締役として引き続きその職責を適切に果たすことが期待できると判断しております。

また、片江善郎氏は、危機管理、コンプライアンスに関する豊富な知見や経験を有しており、それらを活かして、当社社外取締役として、独立した立場から当社の経営全般について提言等を行っております。特に、報酬諮問委員会委員やコーポレートガバナンス委員会委員として、役員報酬に係る決定プロセスの客観性・透明性やコーポレート・ガバナンス体制の在り方等に関する審議の充実に寄与するとともに、本件事案の発生前後の経緯を知る人材として、取締役会等において、本件事案に係る再発防止策や被害補償等を含め、本件事案への適切な対応がなされるよう助言等を行っており、その職責を適切に果たしております。そのため、今般の監査等委員会設置会社への移行に際して、当社の監査監督機能の充実に向けて、監査等委員である取締役として引き続きその職責を適切に果たすことが期待できると判断しております。

さらに、松本真輔氏は、弁護士としての企業法務及びコーポレート・ガバナンスに関する豊富な知見や経験を有しており、それらを活かして、当社社外取締役として、独立した立場から当社の経営全般について提言等を行っております。特に、報酬諮問委員会委員やコーポレートガバナンス委員会委員長として、役員報酬に係る決定プロセスの客観性・透明性の確保や、コーポレート・ガバナンス体制の在り方等に関する審議の充実に寄与するとともに、取締役会等において、客観的な立場から、本件事案に係る再発防止策や被害補償等を含め、本件事案への適切な対応がなされるよう助言等を行っており、その職責を適切に果たしております。そのため、今般の監査等委員会設置会社への移行に際して、当社の監査監督機能の充実に向けて、監査等委員である取締役として引き続きその職責を適切に果たすことが期待できると判断しております。

このように、当社は、監査等委員会設置会社に移行するとともに、上記3名の監査等委員である取締役を選任することにより、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化と監査・監督機能の充実を図ることとしております。

また、人事指名委員会及び取締役会としては、審議の結果、本議案の株主提案がなされた事実及びその内容を踏まえても、上記のとおり当社が本定時株主総会に付議することとしている監査等委員である取締役候補者について追加又は変更すべき理由は見出せておりません。

なお、本議案は、当社が監査役会設置会社であることを前提に監査役の選任を求める議案ですが、本定時株主総会で監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更議案が原案どおり承認可決された場合には、本定時株主総会終結の時をもって、当社は、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、監査役は廃止され、監査役も全員退任することとなりますので、仮に本議案が原案どおり承認可決されたとしても、本定時株主総会終結後に、川口均氏が当社の監査役を務めることはありません。

以上のとおり、当社は、コーポレートガバナンス委員会や人事指名委員会での審議等も経たうえで、監査等委員会設置会社に移行するとともに、上記3名の監査等委員である取締役を選任することとしており、それにより、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化と監査・監督機能の充実を図ることが適切であると判断したものであることから、本定時株主総会において、本議案のとおり監査役を選任することは適切ではないと判断しております。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(2) 「定款一部変更の件（「取締役会の招集権者および議長」条項の変更）」

① 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対であり、株主の皆様に反対の議決権行使を推奨いたします。

② 反対の理由

当社は、再発防止策に係る当社プレスリリースにてお知らせしましたとおり、本事案を受けてコーポレート・ガバナンスの抜本的改革の一環として、「取締役会による監督強化」に関する取組みを進めてまいりました。

その中で、当社は、2025年定時株主総会を経て大幅に刷新され、社外取締役が過半数を占める取締役会の下で、取締役会議長ひいては取締役会議長の在り方について慎重に検討を行い、その結果、大田嘉仁取締役会長（以下「大田取締役会長」といいます。）を取締役会議長として選定いたしました。大田取締役会長については、2025年定時株主総会で新たに取締役に選任されたものですが、その際には、当社として、企業風土の変革に向けて、社外からの新たな視点も入れつつ、信頼回復や再発防止、経営改善に取り組むべく、企業風土改革の実績のある経営経験者として社外から招聘したものであります。また、企業風土改革を推進するためには、生産や商品企画の現場を含め、業務執行への関与が不可欠であることから、大田取締役会長については、社外取締役ではなく、業務執行取締役である取締役会長として職務を遂行していただくことといたしました。当社取締役会としては、このような経緯も踏まえ、取締役会による監督機能の強化を図るためにには、相応の経営経験や実績・知見のほか、社外からの視点も有しつつ、業務執行にも一定の関与をする立場にある大田取締役会長を取締役会議長とすることが最善であると判断し、上記のとおり取締役会議長の選定に至ったものであります。

その後、大田取締役会長は、長年にわたる他社での経営者としての豊富な経験や幅広い見識を踏まえ、また、経営会議に参加する等して業務執行に関与する立場であることも活かして、取締役会議長としてリーダーシップを發揮し、適切に取締役会の運営を行ってきました。このことは、当社が外部の第三者評価機関に委託して実施した2025年度の取締役会実効性評価においても確認されております。

このように、当社においては、社外から招聘し、業務執行にも関与を行う取締役

が取締役会議長を務めることによって、適切に取締役会の運営が行われ、取締役会による監督機能の強化が図られており、今後もコーポレート・ガバナンスの抜本的改革の取組みを進めていくものの、現状においては、引き続き、このような取締役会議長の体制とすることが最善であると判断するに至りました。

これに対して、本議案は、取締役会議長の資格を社外取締役に限定することを求めるものであり、仮に本議案が承認可決された場合には、大田取締役会長のように社外取締役でない取締役は、取締役会議長を務めることができなくなるなど、当社の取締役会の運営及び当社の取締役会による監督機能に悪影響を及ぼすおそれがあります。

以上のことから、当社としては、本定時株主総会において、本議案のとおり定款変更を行うことは適切ではないと判断しております。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(3) 「定款一部変更の件（「社外取締役へのマンスリーレポート共有」条項の追加）」

① 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対であり、株主の皆様に反対の議決権行使を推奨いたします。

② 反対の理由

当社は、再発防止策に係る当社プレスリリースにてお知らせしましたとおり、本件事案を受けて、コーポレート・ガバナンスの抜本的改革の一環として、「取締役会による監督強化」を図ることを目的として、情報共有体制の強化を図ってまいりました。

具体的には、より迅速に取締役会への適切な情報提供がなされることを確保するため、新たに、経営執行会議の下に品質安全専門委員会及びリスク・コンプライアンス専門委員会を設置することにより、社長と同時に、取締役会へも報告を行う体制を構築いたしました。また、当社では、月次で、各部署の責任者が当該部署のリスク情報等の報告をまとめたマンスリーレポートを作成しており、これらを基に、月次で開催されるマンスリーレポート委員会において、各管理部門の部門長間で当該リスク情報等に関して協議を行っておりますが、本件事案を受けて、マンスリーレポート委員会で顕出された重要なリスク情報については、代表取締役や常勤監査役等も出席する経営執行会議、グループ協議会のほか、上記の品質安全専門委員会にも報告される体制を構築しており、取締役に対して重要な情報が適時に共有されるよう複数のレポートラインを確保しております。

さらに、当社は、品質・安全を最優先とする、平時とは異なる有事の際の情報共有体制の構築も進めてまいりました。例えば、リスク情報のエスカレーションに関しては、取締役会が重要な経営課題や重大リスクに対して早期に監督機能を発揮できるよう、取締役会の開催を待たずに適時にメール等で報告を行う運用を進めました。また、取締役会へのリスク情報エスカレーションの判断権限者を見直し、報告ルートを複層化し、研究開発、品質安全保証、広報・総務（リスクマネジメント）等といった、専門性を有する各部門のトップ（担当役員）からも、リスク情報を取締役会へ直接エスカレーションすることができる仕組みを構築しております。加えて、「重要度の非常に高いリスク情報」のみを取締役会へエスカレーションすべきリスク情報とするのではなく、「重要リスク」となる可能性のある情報も、取締役会へエスカレーションすべき情報と位置付けております。

以上のとおり、本件事案を受けて、当社は、社内の重要な情報等が適時適切に、社外取締役を含む取締役会に共有される仕組みを構築することで、情報共有体制の強化を図ってきたものであり、今後も情報共有体制の在り方に関しては不断の検討を行ってまいります。

これに対して、本議案は、当社定款に、当社本部長及び事業部長作成のマンスリーレポートの社外取締役に対する共有に関する条項を新たに追加することを求めるものであります。しかし、定款は、会社の組織・運営の基本的事項を定める根本規

範であり、レポートの共有等のような、個別具体的な業務執行に係る事項を定款に定めることは、当社の業務執行の柔軟性を損なうおそれがあります。

以上のことから、当社としては、本定時株主総会において、本議案のとおり定款変更を行うことは適切ではないと判断しております。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(4) 「定款一部変更の件（「品質、安全管理の徹底」条項の追加）」

① 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に反対であり、株主の皆様に反対の議決権行使を推奨いたします。

② 反対の理由

当社は、再発防止策に係る当社プレスリリースにてお知らせしましたとおり、本件事案を受けて、再発防止策の主要課題の1つである「品質・安全に関する意識改革と体制強化」の一環として、当社取締役会による監督の下で、「品質・安全ファースト」を徹底して当社の役職員の品質・安全に関する意識改革を図るとともに、品質・安全責任部署の役割と責任を明確にし、品質管理体制とマネジメント体制の強化を図ってまいりました。

具体的には、当社として、補償対応とともに、「品質と安全を最優先に考える風土を醸成する」ことを経営の最重要事項に設定し、全役職員向けの品質・安全に関する教育・研修の充実や、品質・安全に関する代表取締役社長のメッセージの定期的な発信のほか、代表取締役社長や取締役会長等の経営幹部と現場従業員との双方向の対話機会の充実、「品質・安全ファースト」を最重要視した事業計画の策定等の取組みを通じて、品質・安全に関する意識改革を進めてまいりました。また、当社は、品質安全保証本部（旧信頼性保証本部）の役割の明確化や、製品の品質担保の主体である第1線（研究開発部門、製造本部、工場）の専門性の強化、第1線と第2線（品質安全保証本部）の双方的連携の強化、工場のガバナンス体制の充実、品質マネジメント部門及び第三者による定期監査の実施等の取組みを通じて、品質管理体制とマネジメント体制の強化を図ってまいりました。

そのほか、当社では、「企業行動憲章」として、当社グループが果たすべき社会的責任に関して、安全性及び質の高い製品・サービスを開発・提供すること等を定めるとともに、本件事案を受けて、新たに当社グループ各社の役職員の行動規範を策定し、常に「お客様（製品・サービスを使われる方）」を第一に考え、安心・安全を大前提に、お客様の快を追求し、信頼と期待に応え続けること等を定めております。

以上のとおり、当社としては、本件事案を受けて、「品質・安全ファースト」を掲げ、品質・安全に関する意識改革と体制強化を図ってきたものであり、今後も品質・安全に関する意識改革・体制の在り方に関しては不断の検討を行ってまいります。

これに対して、本議案は、当社定款に「品質、安全管理の徹底」に関する条項を新たに追加することを求めるものであります。しかし、品質・安全管理の徹底は、まさに当社取締役会による監督の下で当社経営陣がその取組みを進めるべきものであって、本議案の内容は、会社の組織・運営の基本的な事項を定める根本規範である定款に適した内容ではないと考えております。

以上のことから、当社としては、本定時株主総会において、本議案のとおり定款変更を行うことは適切ではないと判断しております。

したがって、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

以上

第1 提案する議題

議題1：監査役1名選任の件

議題2：定款一部変更の件（「取締役会の招集権者および議長」条項の変更）

議題3：定款一部変更の件（「社外取締役へのマンスリーレポート共有」条項の追加）

議題4：定款一部変更の件（「品質、安全管理の徹底」条項の追加）

第2 議案の要領及び提案の理由等

1. 議題1：監査役1名選任の件

(1) 議案の要領

川口 均（かわぐち ひとし）を監査役として選任する。

(2) 提案の理由

紅麹問題の事後的検証を目的として設置された事実検証委員会の調査報告を通じて、当社の内部統制システム上、また品質管理体制上、数多くの問題が存在した事実が明らかとなっている。特に当社においては、床に落下した紅麹原料を出荷するという食品衛生管理上あってはならない行為が、内部通報を通じて初めて明らかとなつた事実に象徴されるように、製造本部による統括的な管理が機能しない瑕疵ある品質管理体制が長年維持され続けてきた。かかる事実は、当社監査役による監査が十分に機能してこなかつた事実を端的に示していると言える。ところが、紅麹問題発生後、現在に至るまで、監査役人事には全く変更が加えられておらず、今なお業務執行に対する十分な監査が実施されていない可能性がある。

そこで、監査体制の充実を図ることを目的として、現行の監査役員数（5名）の範囲内で、新たな監査役の追加選任を求めるものである。

(3) 候補者の略歴等

川口 均（かわぐち ひとし）	1953年8月23日 所有する当社の株式数：0株
■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1976年4月	日産自動車株式会社 入社
2005年4月	同社専務執行役員（人事、ダイバーシティディベロップメントオフィス担当）
2006年5月	日本自動車工業会 労務委員会 委員長
2009年4月	同社専務執行役員（渉外、知的資産管理担当）
2010年5月	日本自動車工業会 常任委員会 委員長
2012年5月	日本自動車工業会 税制委員会 委員長
2016年4月	同社専務執行役員、Chief Sustainability Officer（グローバル渉外、日本広報、コーポレートサービス、CSR 担当）
2016年11月	三菱自動車工業株式会社社外取締役
2018年6月	日本自動車工業会 常任委員会 委員長
2019年6月	日産自動車株式会社執行役副社長、Chief Sustainability Officer（グローバル渉外、グローバル広報、コーポレートサービス、環境/CSR、IP プロモーション、コーポレートガバナンスオフィス担当）
2019年12月	同社特別顧問
（特別利害関係の有無）川口 均氏と当社との間に、特別の利害関係はない。	
■ 監査役候補者とした理由	
2024年に発覚した紅麹問題は、内部監査を含めた当社の全社的なコーポレート・ガバナンス体制の不備に起因するものである。当社においては、かかる不備の早急かつ抜本的な改善が求	

められている。川口均氏は、上場会社の様々な部署の執行役員等として多くの部署を所管した経験を有するのみならず、燃費不正問題に直面していた三菱自動車において社外取締役を務め、社外役員として同社のコンプライアンス体制強化や業績回復に向けた経営助言を行った経験を有する。また、2018年に発覚した日産自動車における当時のカルロス・ゴーン会長の金融商品取引法違反の際は執行役員として、同社のガバナンス改善のために告発を行った経験を有している。そのため、内部統制システム構築・運用にかかる当社の経営陣の業務執行に対して、特に有益な監督を行うことが期待できる。

以上の理由から、オアシスは、川口均氏を監査役候補者とすることを提案する。

(注) 川口 均 (かわぐち ひとし) 氏は社外監査役候補者である。

2. 議題2：定款一部変更の件（「取締役会の招集権者および議長」条項の変更）

(1) 議案の要領

現行定款26条を以下のとおり変更する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のいずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

現行定款	変更案
<p>第26条</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>②取締役会長および取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</p>	<p>第26条</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会において予め定めた社外取締役が招集し、その議長となる。</p> <p>②前項の社外取締役に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の社外取締役がこれに当たり、社外取締役のいずれにも事故あるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、社外取締役でない取締役がこれに当たる。</p>

(2) 提案の理由

当社は、紅麹問題の発生を受け、2024年9月17日、「再発防止策の策定に関するお知らせ」を通じて、社外取締役による監督の強化を通じた再発防止策として、取締役会議長の役割を社外取締役が担うこと、そして、かかる取扱いを恒久的なものとするために必要な定款変更を実施することを公表した。

しかしながら、実際には、2025年3月の定時株主総会における定款変更議案が創業家株主の反対等により否決されたことから、現時点において取締役会議長体制の変更は実現されていない。かかる状態が放置されれば、社外取締役による監督強化の実効性は担保されず、コーポレート・ガバナンスの抜本的改革を通じた再発防止の徹底も図りえない。

そこで、「再発防止策の策定に関するお知らせ」において公表した再発防止策を実現し、社外取締役による監督強化を通じた再発防止を図るべく、再度本議案を提案する。

3. 議題3：定款一部変更の件（「社外取締役へのマンスリーレポート共有」条項の追加）

(1) 議案の要領

現行定款に以下の条文を新設し、第32条以降の条数を1条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のいずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行

った後の条文に読み替えるものとする。

(社外取締役に対するマンスリーレポートの共有)

第32条

当社本部長及び事業部長作成のマンスリーレポートは、可能な限り速やかに、これを社外取締役に共有するものとする。

(2) 提案の理由

紅麹問題においては、最初の症例報告から社外取締役への報告までに2ヶ月以上を要し、調査報告書においても社外取締役への情報共有体制の不備が指摘されている。

他方、社外取締役が取締役会の過半数を占める当社においては、社外取締役による実効性あるモニタリング機能の発揮が必須であり、かかる機能を効果的に発揮するためにも、重要な社内情報が取捨選択されることなく、かつタイムリーに社外取締役に共有される体制を構築する必要がある。この点、各専門委員会から取締役会に対してのレポートラインが新たに構築されたようであるが、社外取締役に共有される情報の取捨選択について、委員会において何らかの恣意が入る可能性は否定しえないし、委員会における検討を経ることで情報共有のタイミングも一定程度遅れることとなる。そこで、重要な社内情報が即時に共有される仕組みとして、マンスリーレポートの社外取締役への共有を求めるものである。

4. 議題4：定款一部変更の件（「品質、安全管理の徹底」条項の追加）

(1) 議案の要領

現行定款に以下の条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

第7章 雜則

(品質、安全管理の徹底)

第45条

当社においては、「商品の品質、安全管理はすべてに優先する」ことを、基本方針とし、役職員一人ひとりが、商品の品質に関する事故を決して発生させることのないよう、安全衛生管理を徹底する。

(2) 提案の理由

当社では、紅麹事案の発生を受けた再発防止策において、「品質・安全に関する意識改革」を掲げていた。それにもかかわらず、2023年3月24日付で自主回収を発表している「ケシミンクリームEXαb」と類似する商品である、「メンズケシミンプレミアムオールインワンクリーム」の自主回収を2025年9月9日付で公表している（「メンズケシミンプレミアムオールインワンクリーム」（医薬部外品）自主回収のお詫びとお知らせ）。この事象は、未だ当社において「品質・安全に関する意識改革」が進んでいないことを端的に示すものである。

かかる状況を踏まえ、当社定款に上記条項を追加することで、改めて従業員の品質意識の向上、安全管理の徹底を図る必要がある。

以上